

(新)水銀大気排出対策推進事業

79百万円（0百万円）

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」における水銀の大気排出対策については、リスクベースの排出規制ではなく、新規発生源への利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）を適用したテクノロジー・ベースの排出規制が求められている。

このため、BAT/BEPを適用した水銀の大気排出規制制度を検討するにあたり、国内外の水銀大気排出に係る最新技術の知見及び実態を調査・検証し、BAT/BEPの評価方法、運用体制等を構築し、我が国の水銀大気排出を管理・抑制することが必要である。

また、地球規模の水銀汚染に対応するためには、国際的な水銀大気排出対策に貢献することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

水俣条約を踏まえた排出規制対象施設へのBATに適合した排出限度値等の設定及びBAT/BEPの評価方法、運用体制の構築に向け、次の調査を実施する。

- (1) 水銀大気排出抑制技術の導入状況及び排出実態調査並びに水銀大気排出規制に係る国際動向調査
- (2) 水銀大気排出インベントリー調査
- (3) 水銀の大気排出抑制対策の促進
- (4) 水銀の大気中での挙動調査等

3. 施策の効果

我が国の水銀大気排出対策における具体的な排出限度値等の設定、BAT/BEPの評価方法や運用体制の構築により、適切な水銀大気排出対策を講じるとともに、国際的な取組を推進していくことが可能となる。

水銀大気排出対策推進事業費

79百万円(0百万円)

経緯

支出予定:民間事業者

○H13年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。

○H25年10月の外交会議で「水俣条約」採択

→国連環境計画(UNEP)は、採択後2~3年程度での条約発効を目指しており、
我が国においても早期締結に向け、国内での対応・担保措置について検討

○水銀大気排出対策小委員会の設置(H26年4月中央環境審議会大気・騒音振動部会)

→水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について検討

検討内容

【大気排出(第8条)】

○新規発生源への利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)の適応
(第4項)

○既存発生源に対する措置(第5項、第6項)

○排出目録(インベントリ)の作成(第7項)

【研究、開発及び監視(第19条)】

○インベントリ、モデル、監視、影響評価等への協力

必要な対応

○BAT/BEPの評価方法、運用体制の構築

→水銀大気排出抑制技術の導入状況・排出実態調査

→国内外の最新技術の知見及び実態の調査・検証

○大気排出インベントリの精緻化

→排ガス中水銀濃度の測定、インベントリ作成方法の検討

○水銀の大気排出抑制対策の促進

→優良事例等の紹介、技術協力及び管理方法の検討・整理

○今後の効率的な排出対策に向けての対応

→排出源を中心とした大気中での挙動調査及び既存調査研究の知見収集・研究項目の検討

- 我が国の水銀大気排出対策を管理・推進
- 世界的な水銀大気排出対策への貢献